

# 線射技



阪神・淡路

大震災の被災

者に対する救

援活動を通じ

て、ボランティア

活動の重要性が社会に広く認識されたのは喜ばしい。

ボランティアに参加する人は、多くの貴い命と、生き延びた人々の苦

渋の代償として手に入れたと言っても過言ではない

社会からの認知を、後退させるような行為は決してしてはならない。

ボランティア団体の運営には経費がかかるが、現在寄付金が課税対象から除外されて

いるのは公益法

人格の団体だけである。

公益法人の一つである

財団法人についてみて

よう。

国の認可による財団法

人を設立するには二億か

ら三億円の自己資金が必

要である。都道府県知事

の認可による場合でも、

二千万から三千万が必

## 『監査付き非課税』を

要といわれ、草の根活動

のボランティア団体が集

めるには全く不可能な金

額である。

この結果、多くのボラ

ンティア団体は

「任意団体」と

いう立場におか

れ、苦しい運営

の中、寄付金に

まで税金を課せられてきた。

ここに至って与野党からボランティア団体など

NPO（非営利組織）の

運営、特に一定の条件を

満たした市民団体に対す

る寄付金を非課税とする

案が出てきたことは、喜

ばしい。

頑張って欲しい」という

趣旨の記事が掲載されて

いたが、あまりにも原則

論的、傍観者の意見であ

る。

まず、ごこの団体もま

じめに取り組めば取り組

むほど資金に行きまっ

っており、時間的余裕など

ない。第二に経理などの

組織運営が不明瞭な団体

が少なからずあり、第三

者の監査抜きでは善意の

寄付金の行方さえわから

なくなってしまう恐れは

ないか。

「監査抜きの非課税」

で国民が納得するだとう

か。

（小林 米幸＝AMD

A・アジア医師連絡協議会日本副代表）

